

一般質問から

放射能汚染対策について

Q 食品等による放射線内部被ばくの不安を解消するためにも市民の方々から食品等の放射線量の測定を依頼されたとき、市の測定器で測定できるように体制が取れないか。

A 例え、埼玉県都幾川町のよう、放射能濃度測定器の利用規則や機器の操作講習会を行って、町の測定器を無料開放し、町民が測定し、測定した値は町にも報告していくようになっていますが、こうしたかたちで実施できないか伺います。

Q 食品等による放射線内部被ばくの不安を解消するためにも市民の方々から食品等の放射線量の測定を依頼されたとき、市の測定器で測定できるように体制が取れないか。

A 例え、埼玉県都幾川町のよう、放射能濃度測定器の利用規則や機器の操作講習会を行って、町の測定器を無料開放し、町民が測定し、測定した値は町にも報告していくようになっていますが、こうしたかたちで実施できないか伺います。



9番 池谷 和代

保育所給食食材の濃度測定を行うって間もないことや、6月から私立幼稚園等の給食食材の測定を開始し、これらを優先して実施するため、一般市民からの濃度測定依頼による測定は実施が難しいものと考えています。

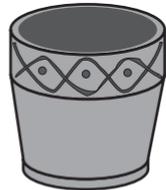
八條遺跡について

Q 八條遺跡の発掘調査が市内で初めて行われています。今後、この歴史の宝庫を、国や県との連携の中で、どのように推進されるのか、お考えをお伺いします。

A 八條遺跡の発掘調査では、奈良時代や平安時代の住居跡や中世の墓の跡が見つかり、多くの土器や石製品などが出土しました。これらの出土品につきましては、文化財保護法の規定により県に帰属することになります。八潮市の貴重な歴史資料でもありますので、今後、市で活用できるように国・県に

Q 八條遺跡の発掘調査が市内で初めて行われています。今後、この歴史の宝庫を、国や県との連携の中で、どのように推進されるのか、お考えをお伺いします。

A 発掘成果につきましては、調査報告書がまとまりました後に資料館において展示し、広く市民の方に知っていただきますとともに、史跡散策や地域研究のための八條遺跡ガイドブックの作成や、地域学習教材としての活用などを検討してまいりたいと考えています。



12番 戸川 須美子

発掘成果につきましては、調査報告書がまとまりました後に資料館において展示し、広く市民の方に知っていただきますとともに、史跡散策や地域研究のための八條遺跡ガイドブックの作成や、地域学習教材としての活用などを検討してまいりたいと考えています。

観光行政について

Q 7月27・28日に八潮駅周辺で行われる夜市は、外国人観光客を呼び込む絶好の機会です。ポスター等はすでに出てきています。受け入れ態勢を取るべきと思いますが、市の考えを伺います。

A 市も外国人観光客の誘致は、大切な事業と考えております。埼玉県外国人観光客誘致推進協議会と連携して、観光パンフレットの作成に取りかかっています。また、楽習館と協力して、ボランティアの配置などの受け入れ態勢を検討してまいります。



19番 森下 純三

公共施設の自動販売機の入札実施について

Q 平成18年度の地方自治法改正で、行政財産の活用範囲が拡大されたのを機に、自販機設置使用料の一般競争入札が全国的に実施されている。

A 今年4月、県庁や県関連施設に設置している自販機計30台の設置使用料の一般競争入札を実施した奈良県では、予定価格の40倍近い約8千万円で落札されたと発表された。

Q 八潮市も、新たな財源確保のために、現在設置されている33台の入札制度を実施すべきと思いますが、見解を伺います。

A 八潮市も、新たな財源確保のために、現在設置されている33台の入札制度を実施すべきと思いますが、見解を伺います。

3番 矢澤 江美子

一般競争入札実施は、使用料収入の増額が図られるなど財政面での効果が期待できるものと認識している。

A 現在、自販機による収益は、地域の福祉活動等の財源として、このことからも、今後、新たに設置する場合は入札方式の導入を検討するとともに、既存の自販機についても、関係部局と十分協議してまいりたい。

平和都市宣言の記念碑等の設置について

Q 本市では本年1月15日、市制施行40周年にあたって平和都市宣言を行ったが、その平和都市宣言にふさわしいシンボル、記念碑のようなものを設置することについて、本市の考えをお尋ねしたい。

A 平和都市宣言については、身近な場所でもより多くの市民の皆様を知っていただくため、市内公共施設と小中学校の33か所に宣言文を記したパネルを設置し、また八潮駅南口シェルターに横断幕、市役所に懸垂幕を設置して周知を図っている。現在、シンボルや記念碑のよ



11番 岡部 一正

うなものをも市として設置することは検討していないが、引き続き平和に関する啓発には努めて参りたい。

交通事故防止について

Q 教育委員会では、児童生徒の通学路の現状と課題についてどのように認識していますか。

A また、児童生徒の自転車事故が多いと思われませんが、各学校における自転車安全利用推進における具体的な取組について。

A 登下校の安全確保は、保護者や交通指導員、ボランティアの方々の支援をいただいています。通学路の点検は、通学班編成会議や一斉下校時の指導及び管理職や安全主任等の登校指導の際に行われています。小学校での自転車指導は、市内

8番 中嶋 善文

10校で草加警察の協力で行われています。平成22年度からは、小学校4年生を対象に、自転車免許制度を実施しています。全中学校では、今年度、埼玉県警の協力を得てスタントマンを活用した自転車事故防止のための交通安全教室の実施を予定しております。教育委員会では、児童生徒が安全に生活できる環境を整えることが、極めて重要と考えております。今後も学校、保護者、地域、関係各課と連携して児童生徒の交通事故防止に努めて行きたいと思っております。